令和６年度　第３回　豊明市都市計画審議会会議録

日　時　　令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 1 時 00 分～午後 1 時 35 分
場　所　　豊明市役所　本館 2 階　市役所ホール
出席者　　委　員：井澤知旦、伊藤洋、酒井克俊、安江真理子、
　　長谷川寿一、原田一也、加藤敦、樋口俊雄
　　幹　事：小串真美行政経営部長、伊藤正弘市民生活部長、
　　星子恭士経済建設部長
　　事務局：中田都市計画課長、相羽主査、手塚技師
　　説明者：伊藤係長、蟹江主査
欠席者　　委　員：近藤裕英、　倉島正彦

1　会長挨拶

2　議題
（1）　名古屋都市計画　生産緑地地区の変更（市決定）

3　報告
（1）　豊明市市街化調整区域内地区計画ガイドラインの改正について

4　その他

◆議事
事務局：　それでは、以降の進行につきましては、豊明市都市計画審議会条例の第 7 条第 2 項に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事進行を井澤会長にお願いいたします。
会　長：　それではただいまより、会議の進行を担当させていただきます。井澤です。円滑で活発な議論ができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
それでは議事に入ります前に傍聴者の確認をしたいと思います。
本日の傍聴希望の方は、おられますか。
事務局：　２名の方が傍聴希望の方がいらっしゃいました。

会　長：　ここで、お諮りします。
ただいま、２名から傍聴の申し出がありました。
傍聴を認めることにご異議ありませんか。
委　員：　（各委員より異議なしの声）
会　長：　異議なしということですので、傍聴者の入場を認めます。
（傍聴者入室）
事務局：　傍聴者各位に申し上げます。本日の傍聴につきましては、これよりお伝えする点について、ご留意いただきたいと思います。
先ほど傍聴受付時にお渡しした傍聴について、説明させていただきます。
まず、傍聴される方は次のことを遵守してください。
1、みだりに傍聴席を離れないこと。
2、私語、談話、拍手等の行為をしないこと。
3、議事に批評を加えたり、賛否の表明をしないこと。
4、飲食、喫煙をしないこと。
5、会議の録音、撮影をしないこと。
6、会議資料は配布をしますが、会議終了後に回収をします。撮影等は、禁じられております。また、個人情報等を含む場合は、傍聴の方に資料配布しない場合がございます。
7、その他会議の妨害となるような行為はしないこと。
以上、よろしくお願いいたします。
上記の今まで今ご説明させていただいた行為を、遵守されない場合は退場いただく場合もありますのでご承知おきいただければ幸いでございます。
会　長：　続いて議事録の署名者 2 名を選出いたします。初回より席順でお願いしております。前回の議事録署名者が 3 番の委員と、5 番の委員に担当していただきました。本来、6 番の委員と 7 番の委員に署名していただくところですが、6 番の委員は、欠席ですので、今回は、7 番の委員と、8 番の委員に議事録署名をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
委　員：　（各委員より異議なしの声）
会　長：　今回の議事録署名については、7 番と 8 番の委員にお願いします。
それでは、議題に入りたいと思います。
議題事項（1）名古屋都市計画　生産緑地地区の変更（市決定）について、資料第 1 号について説明者より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
事務局：　事務局からの説明にありましたとおり、資料第 1 号の 2 枚目、カラー刷り資料においては、豊明市情報公開条例第 7 条第５号に該当する、審議、

検討又は協議に関する情報が含まれますので、審議会終了後に事務局により回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

（配布資料により説明）資料第１号

会　長：　どうもありがとうございました。ただいま、担当者の方から資料説明がございました。

一覧表と図面と対比しながら見ていただくとわかりやすいですね。生産緑地地区に指定から 30 年を経過した地区で買取申出があり、斡旋も不成立でしたので、除外する箇所が２箇所。あとは、土地区画整理事業地内であり、市街化区域に編入して、仮換地を指定されたことに伴い、生産緑地地区の指定変更が必要となるため、除外と指定をする箇所になります。

事務局からのご説明につきまして何かご意見、並びにご質問がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

委　員：　毎回、生産緑地の買い手が見つからない場合が多く、生産緑地が段々と減ってきている。生産緑地を買える人たちの条件には、どのような条件があるのでしょうか。

会　長：　買いたい方の条件等は、決まっているのですか。

説明者：　まず、一般市民に対してではなく地方公共団体の愛知県等や庁内の各部署にこの土地を、公共用地として買取希望がないか照会をします。

委　員：　もう一度お願いします。

説明者：　まず、民間の方を買取先にするのではなく、行政の各課や愛知県の買い取りをしていただける部署の方に照会かけております。

委　員：　わかりました。ありがとうございました。

会　長：　それで成立しなかった場合、所有者が自由に処分していいということですか。

説明者：　もう一段階あります。斡旋です。

次に、生産緑地として管理耕作していただける方がいないか農業委員会へ、買い取りではなく、斡旋していただくということをしています。

会　長：　農地を農地として利用してくれる方を斡旋していくということですね。

それでも両方とも成立しなければ、あとは所有者の方が、宅地化しようが自由にできるので、売却しても、自分で使っても良いのですね。こういう段取りということでよろしいでしょうか。

説明者：　はい。

委　員：　ありがとうございます。

会　長：　他いかがでしょうか。どういう視点からでも結構でございます。

資料第１号の２枚目の資料で、除外による減が 6661 平方メートル、新たに指定するのが 2282 平方メートルということになり、結果として、今回 4379 平

方メートルの生産緑地が減少するという内容でよろしいですか。

説明者：　はい。

委　員：　知識がないので、確認です。阿野平地のところ。

ここは、区画整理事業で市街化になった区域だと認識しております。生産緑地地区は、市街化区域内の農地の保全という意味がある。以前は、市街化調整区域という認識があった。生産緑地地区に指定されてから30年という計算は、もともと市街化調整区域にあった農地から起算して、途中で区画整理事業があって市街化に編入されても、前の市街化調整区域で、農地をやってみえた年数も加算されるという意味で良いでしょうか。区画整理事業をして、まだ間もないのではないか。この辺りは、考え方としていかがでしょうか。

説明者：　市街化区域に編入してから30年になります。市街化調整区域での農地の期間は含まれません。

委　員：　そういうことだとすると、この阿野平地地区は、区画整理事業が終わり、市街化編入されたのではないでしょうか。

事務局：　市街化調整区域で区画整理事業をしたから編入された訳ではなく、もともと市街化区域です。訂正です。

この地図に表示されているエリア自体、もともとすべて市街化区域です。

委　員：　この部分は、区画整理事業ですよね。要は、市街化調整区域を区画整理した訳ではなく、市街化区域だったところを、区画整理したということですか。

説明者：　すでに市街化編入されたところで区画整理事業がなされたので、当初の市街化編入時の生産緑地指定の箇所とは移動しているかと思います。

また、生産緑地法の数え方ですと、場所は関係なく、市街化編入がされて生産緑地地区の指定がされた時期から30年という基準です。

委　員：　そうだったのですね。わかりました。ありがとうございました。

会　長：　市街化区域で、区画整理事業がされる前に生産緑地地区に指定されたのですね。

区画整理事業をしても、生産緑地地区はそのまま変わらないので、継続して30年経過したということだと思います。よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

会　長：　ご質問あるいはご意見ございましたら、お願いします。

もし、ご意見がなければ、議題の1ですので、採決を取ります。よろしいですか。

委　員：　（一同、異議なし）

会　長：　特にご意見、ご質問がないと判断いたしましたので、この議題1の案件につきましては、原案の通り承認することでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

委　員：　（全員挙手）

会　長：　全員賛成ということで承認されました。
どうもありがとうございました。原案の通り承認することと致します。
以上、議決を伴う案件につきましては議題の１のみでございます。
議題案件は終了いたしました。

会　長：　続きまして、次第３報告事項(1)豊明市市街化調整区域内地区計画ガイドラインの改正について、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：　（配布資料により説明）資料第２号

会　長：　はい。どうもありがとうございました。
変更箇所の資料は、わかりますか。赤字で書かれたところです。

事務局：　資料の一番後ろにA3判があるのですが、もう一つ手前の資料に赤字で記載されたA4判のページがあります。赤字で記載のあるところが変更箇所です。

会　長：　製造という言葉が新たに加わったので、いわゆる作るという工場機能が追加されました。単に、蓄えるとか、貯蔵するための処理をするのではなく、作るという行為が新たに追加されたので、ガイドラインに明記しないと建築できないことになる。そのため、変更が生じたという理解でよろしいでしょうか。

事務局：　はい。

会　長：　この赤字部分が、新たに追加、変更された箇所とご理解していただければと思います。
これにつきまして何かご意見、ご質問も含めて、いかがでしょうか。
これまで、この案件について何度か報告をしています。その都度、条件が変わってきています。市街化調整区域内地区計画ガイドラインに記載しておかないと対応ができないということですので、報告事項として挙げさせていただいております。どうでしょうか。

委　員：　圧縮ガスとか液化ガス。これは何のために使うのでしょうか。

事務局：　水素発電を行うために使用する水素ガスです。水素ガスは、圧縮ガスに適用されるのですが、水素ガスになる前の液体水素は液化ガスに該当します。それらに対応するための改正です。
水素ガスを使って水素発電を行うため、今回工場を追加しました。

委　員：　発電ということで、説明のあった電力供給の用途ですか。

事務局：　はい。

委　員：　わかりました。

会　長：　日常的な電力供給というより、非常時のためですね。何か災害が起きたら電気が止まり、供給されないということが想定される。自分のところで発電す

るときに、自家発電できるようにするため。病院なので、万が一のことを考えてということですね。

委　員：　濁池にも通常時に対応する発電設備を設置されたと思う。併用していくのですね。

事務局：　はい。

委　員：　はい。ありがとうございます。

会　長：　他いかがでしょうか。どういう視点でも結構でございます。

委　員：　では、もう一点。今の貯蔵施設について、安全面とかは担保されていると思うのですが、敷地内にそういった施設を作るということですか。

事務局：　そうです。高圧ガス保安法で技術基準が定められており、その基準に適合する貯蔵施設というものを敷地内に設けるものであります。

委　員：　安全は担保されていますか。

事務局：　はい。

委　員：　ありがとうございました。

会　長：　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

変更箇所は赤字の２行ですが、全体を理解した上で説明となると非常にボリュームが大きくなることから、これまで報告してきたことですので、変更した箇所だけを強調して本日は報告していただきました。よろしいでしょうか。

委　員：　（一同意見なし）

会　長：　それではご意見、ご質問もないようですので、一番目の議題に報告の一つがすべて終わり、質問もございませんでした。以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

それでは、議長の務めを事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：　ありがとうございました。

事務局：　その他について、一点あります。

毎年、最後の都市計画審議会で都市構造再編集中支援事業のノースセントラル地区について、当年度のご報告をさせていただくところですが、例年より開催時期が早まり、集計等が間に合ってない部分があり、本日報告ができません。次回の都市計画審議会で報告事項として挙げさせていただきますので、ご了承ください。お願いいたします。

事務局：　委員の皆様におかれましては、ご意見、ご質問いただき誠にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、議事署名者及び会長にご確認をいただき、議事録署名を頂いた後に郵送させていただきます。また、本日の報酬につきましては、ご指定の口座に振り込ませていただきますので、ご確認くださいま

すようお願いいたします。また、令和６年度の第２回、第３回の支払明細書についても同封させていただきます。

最後になりましたが、次回、令和７年度第１回都市経営豊明市都市計画審議会は、令和７年７月末頃の開催を予定しています。開催日時等が決まりましたらご連絡を致します。

なお、議員選出の委員におかれましては任期が令和７年４月末までとなっております。ご参加いただき、誠にありがとうございました。

委　員：　最後に意見を言ってもよろしいでしょうか。

事務局：　どうぞ。

委　員：　健康医療福祉施設の拠点として報告があり、今回は工場機能についての話だった。健康医療福祉拠点の各区画は段々と整備されてきて、良くなっていくと思うが、同時に接続する幹線道路の近くを市街化区域編入して、地域が共に発展するようなまちづくりを望んでいます。以上です。ありがとうございました。

事務局：　よろしいでしょうか。

委　員：　はい。

事務局：　以上、これをもちまして令和６年度第３回都市計画審議会を終了させていただきます。

午後１時35分　会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

会　長　　㊞

署　名　　㊞

署　名　　㊞